

平成 28 年第 3 回津南町議会臨時会会議録

(4月6日)

招集告示年月日		平成 28 年 4 月 1 日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	平成 28 年 4 月 6 日午後 1 時 00 分			閉 会	平成 28 年 4 月 6 日午後 1 時 42 分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半 戸 義 昭	応・出	8 番	津 端 眞 一	応・出	
	2 番	村 山 道 明	応・出	9 番	大 平 謙 一	応・出	
	3 番	石 田 タ マ エ	応・出	10 番	河 田 強 一	応・出	
	4 番	風 卷 光 明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩 田 稔	応・出	12 番	吉 野 徹	応・出	
	6 番	栗 原 洋 子	応・出	13 番	桑 原 悠	応・出	
	7 番	中 山 弘	応・出	14 番	草 津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の規 定により説明 のため出席 した者の職・ 氏名(出席 者：○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者	
	町 長	上 村 憲 司	○	税務町民課長	上 村 栄 一	○	
	副 町 長	村 山 昇	○	地域振興課長	江 村 善 文	○	
	教 育 長			建設課長			
	農業委員会 長			教育委員会 教育次長			
	監 査 委 員			会計管理者			
	総務課長	根 津 和 博	○	病院事務長			
	福祉保健課 長						
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長	村山詳吾	班 長	小林 武		
会議録署名議員	7 番	中山 弘	13 番	桑原 悠			

〔付議事件〕

（4月6日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第2号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）
- 日程第4 承認第3号 専決処分の承認について（平成27年度津南町一般会計補正予算（第13号））
- 日程第5 議案第51号 平成28年度津南町一般会計補正予算（第1号）

議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから平成 28 年第 3 回津南町議会臨時会を開会し、これより本日の会議を開きます。

—（午後 1 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、（7 番）中山 弘議員、（13 番）桑原 悠議員の両議員を指名いたします。

日 程 第 2 会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

日 程 第 3

承認第 2 号 専決処分の承認について（津南町税条例等の一部改正）

議長（草津 進）

承認第 2 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成 28 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い津南町税条例等の一部を改正するものでありますが、本年 4 月 1 日から適用する事項もありましたので、3 月 31 日に専決処分をさせていただいたものであります。細部につきましては税務町民課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

税務町民課長（上村栄一）

税務町民課です。よろしく願いいたします。

平成 28 年度税制改革大綱の方針を受けた地方税法等の改正が平成 28 年 3 月 29 日に、第 190 回通常国会で可決されました。これにより、主に平成 29 年度以降の課税について町税条例を改正する必要が生じましたが、平成 28 年 4 月 1 日から適用させておかなければならない事項を含んでおりますので、この部分だけを 3 月 31 日付けで専決したものであります。

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

なかなか税法がよくわからなくて申し訳ないのですが、新旧対照表の 1 ページの名称変更があったということなのですが、元々の名称というのはどういう名前だったのかということと、今、新たに（名称が変わった）「独立行政法人労働者健康安全機構」、これそのものはどういうものなのか、わかっただけをお願いします。2 ページ目は説明が早かったり、私の理解が鈍くて本当に申し訳ないので、3 ページを聞きますね。3 ページ目に「新築住宅に関する固定資産税の減額」とあるのですが、この改正の部分の「熱損失防止改修」、これはどういう工事になるのか、それだけお願いします。

税務町民課長（上村栄一）

まず、1 ページ目の元々の名称でございますが、「労働者健康安全機構」というその安全部分が改正されまして、（以前は）安全の部分が福祉という名称でした。ですから、「独立行政法人労働者健康福祉機構」というのが前の名称でございます。それから、施設の概要なのですが、「勤労者の職業生活を脅かす疾病や事業場における災害に関して、働く人の視点に立って、被災労働者などが早期に職場復帰し、疾病の治療と職業生活の両立が可能となるような支援を推進し、職業性疾病について総合的な調査研究、その成果の普及を行うことによりまして、労働者の健康及び安全の確保を図るほか、未払賃金立替払事業なども行って、もって労働者の福祉の増進に努める施設」でございます。それから、3 ページの「熱損失防止改修」ということで、どういった工事かと言いますと、主に断熱材関係の工事になります。その規定を言えば本当に何時間も掛かってしまうのですが、大雑把に言いますと、例えば、窓の断熱性だとか、天井の断熱性、壁の断熱性、床の断熱性、それぞれにおいて工事の基準があるという内容になっております。以上でございます。

(11 番) 藤ノ木浩子

1 ページ目の、この「独立行政法人労働者健康福祉機構」という機構は、もう前から独立行政法人なのですか。今回、独立行政法人として、ここへ入ってきたのでしょうか。それをお願いします。それともう 1 点は、さっき 2 ページと言ったのですが、2 ページの電気事業者が町に入って来た場合の固定資産税の関係だと思うのですが、ここの所をもう一度説明お願いできますか。「もし入って来た場合に課税限度額がどうのこうの…」と、さっきこういう説明があったのですが、少し理解できないので、もう一度お願いします。それと今ほどの、「断熱工事に関する費用も補助金もきちんと記載をなささい。」ということなのですが、この条項で住民にとってどういうメリットがあることになるのでしょうか。もう一度お願いします。

税務町民課長（上村栄一）

質問があっち飛びこっち飛びして、私も十分に答えられるかわからないのですが、まず、独立行政法人の設立の経緯については、私は存じ上げません。前の名称の福祉機構のときも独立行政法人でございました。それから電力事業の説明については、まず、太陽光発電。津南町にはないのですけれども、4 項太陽光発電設備、5 項風力発電設備。民間業者がそういった設備を投入したということになりますと、通常ですと 10 分の 10 の固定資産税課税標準額になるのですが、それを 3 分の 2 にすると。したがって、3 分の 1 の課税標準額を減額するという措置でございます。それから、6 項と 7 項につきましては、水力発電設備とバイオマス発電設備というのがありますけれども、これについては 2 分の 1 の減額ということで、半額固定資産税が安くなるという措置でございます。それから、新築住宅の関係で住民に対するメリットはどうかということなのですが、今までですと、改修工事の費用が 50 万円を超えたものに対しては、固定資産税の減額対象になり、翌年度に減額になると。それが今回の改正によりまして、例えば、60 万円掛かったとします。その改修工事に国や地方公共団体の補助金が出ていましたら、その分を差引いて残りの金額で減額するか判定しますよという措置になります。したがって、今まで 60 万円工事が掛かっていたものに対して 20 万円の補助金が出たということになりますと、自分の持ち出しの経費は 40 万円ですので、この固定資産税の減額対象とはならないという措置でございます。以上でございます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はございませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第 2 号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第 2 号は承認することに御異議ございませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第 2 号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 4

承認第3号 専決処分の承認について（平成27年度津南町一般会計補正予算（第13号））

議長（草津 進）

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

承認第3号につきましては、本年3月21日から3月末までのふるさと支援町づくり寄附金及び同基金の増額分により、平成28年3月31日に専決処分をさせていただいたものであります。細部につきましては総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（根津和博）

それでは、専決処分させていただきました平成27年度津南町一般会計補正予算（第13号）を説明させていただきます。

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第3号は承認することに御異議ございませんか。 —（異議なしの声あり）—

異議なしと認めます。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 5

議案第51号 平成28年度津南町一般会計補正予算（第1号）

議長（草津 進）

議案第51号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

ニュー・グリーンピア津南運営支援基金を繰り入れ、施設整備を行うものであります。細部につきましては担当課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（根津和博）、地域振興課長（江村善文）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（11 番）藤ノ木浩子

今ほど、リフトの関係ということで工事請負費の説明があつたのですが、この間の経過で、リフト・スキー場部門は指定管理者だということなのですけれども、町が修繕を行う。限度額 1 億円で、1 年間に 3,000 万円くらい「ニュー・グリーンピア津南」から頂いて、それをすぐに修繕に充てるということで契約をしましたよね。その範囲というのは、今度は指定管理者でスキー場は別になつても、「ニュー・グリーンピア津南」全体として修繕に使うということになるのですか。私は、スキー場部門というのはまた別経営になるから、その 3,000 万円の修繕費というのはホテル部門といひますか、それ以外のものに充てるのかと思つたのですが、基金からはスキー場も修繕したり「ニュー・グリーンピア津南」全体に充てるというふうに今後なるのでしょうか。お聞かせください。

副町長（村山 昇）

その辺が、なかなか難しいと申しましようか、悩ましいところでございます。契約のときに御説明いたしましたけれども、3,000 万円の賃料というのは、当時の考えといたしましては本体部分とスキー場も含めた賃料 3,000 万円で、当然、本体・スキー場合合せたなかでの修繕もその 3,000 万円でやらせていただきますと、そういうことで契約をいたしました。その後、行政財産ということになりまして、スキー場部分は指定管理にいたしましたけれども、それはそれとして、修繕については 3,000 万円の中でお願いしたいということで話を進めてまいりました。そういうことで、先般も今回の運営計画等で社長・副社長がおみえになったときに、その話もいたしました。実は運営協議会は 10 日に予定されているので、今回の補正とか予算に間に合わなくて、正式な会にはかけておりませんが、そのときの打合せの中で「今回の 1,800 万円は、そういうことで基金の中から使わせていただきたい。」ということで御了解をいただいて、計上させていただきました。また、全体のことにつきましては、協議会で今後また協議してまいりたいということでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

（11 番）藤ノ木浩子

それと、今度は修繕を町がするということになりますと、入札なども町がきちんとして、私たちに公表して下さるといふことに、もちろんなるのでしうね。そこら辺も願ひします。

副町長（村山 昇）

町が発注者となりますので、当然、町の財務規則に従ひまして、工事の経過（報告）等を行います。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。

（４番）風巻光明

お願いいたします。私がお聞きするのではありません、まず1点は、18節のニュー・グリーンピア津南備品購入費ということで町として補正予算をあげているわけですが、たまたま今回、「ニュー・グリーンピア津南」の賃貸契約書を配布されております。その内容を見ますと、第9条の「管理施設の改修等」というところで、「管理施設の修繕については、1件30万円。甲乙が必要と認めれば、乙が負担する。」というふうに書いていますので、あくまでも施設の修繕ということは、施設の修理という意味合いでやっていると思うのですが、これは先ほど言ったように、食器洗浄機を交換するとか冷熱ユニットの購入、こういった備品購入もやるのであれば、当然修繕という内容ではなくて、こういった備品購入についても「甲と乙は30万円以上は協議して行う。」というふうに直さないと、こうやると修繕以外の備品全て30万円を超えるものは町が持つというような解釈にされるので、少しこの辺が明確にされていないのではないかと思います。それともう1点、緊急性を要する、いわゆる受電設備、送電地下ケーブル。これも年度開けたら早々にやらないといけないと聞いていたのですが、この辺の状況はどういうふうになっているか、この2点について質問いたしますので、お願いします。

副町長（村山 昇）

少し書き方が悪かったかもしれませんが、大型の施設か備品か区別がつかないほどの大きなものについては、本施設ということで、町のほうでこの基金から修繕なり購入なりさせていただくということでございます。それから、受電設備の件でございますけれども、これは早急にやりたいということで基金の積立等もお願いしたわけでございますけれども、そういうことがならなかったもので、当初予算にその基金がないわけでございます。今の協議会の話の中では、工事期間は3か月か4か月かかるということですが、繋ぎ込みは何日か停電しなければならないということで、12月の休館日に繋ぎ込みをしましょうということでございます。今の予定ですと、6月の補正予算で基金積立をお願いして、そのあとすぐにまた臨時会をお願いして工事費に計上したいということで、8月頃から工事に入りたいという計画を立てております。以上でございます。

（４番）風巻光明

今の（説明で）電源ケーブルのほうは大分先になるということはわかりましたけれど、意味がよくわからないのですが、（大きな）備品については施設という扱いになると。ここには、「施設の修繕については」と書いてありますから、修理と私たちが読めば、「施設にしても設備にしても修理については30万円以上は協議して町で持ちますよ」と解釈しますので、もしそれを適用するのであれば、「施設の更新及び修繕」というふうには直さないと、この辺はこれから将来的にいろいろ問題が出てきそうな感じがするのです。あくまでも、修繕というのは、故障した、故障すると思われる所の修理であって、新しく入れ替えるのは更新ですし、修繕とは言わないと思いますので、この辺の表現をもう少し御検討いただいたほうがいいのではないかと思います。それだけです。以上です。

副町長（村山 昇）

少し詰めて検討させていただきます。

（2番）村山道明

1点だけお聞かせいただきたいのですが、今の風巻議員（の質疑）と連動しているのですが、修繕料1件30万円の1件というものは、例えば先ほど言った風呂場の一部のもの、あとは壁紙だったら壁紙1件のもの。バラバラなのが1件1件というふうに捉えているのか。それが積上げで、その部分一帯が1件だということで、例えば、この修繕費を算出されているのかということ。どちらなのかということなのですが、要するに1件30万円という1件の解釈をお聞かせいただきたいのです。

地域振興課長（江村善文）

1件と言った場合に、大変アバウトな言葉だとは思いますが、今回も含めて、大まかに一つの工事としてやるべきものについては1件というふうに考えております。例えば、今回のドアと中の壁紙については一緒に直すべきなので、それは1件というふうに考えています。それ以外に例えば、給湯のポンプとか、そういうものの修繕についても、それが系列とか機械室の中のいろんな箇所にそういうポンプが付いているわけですが、個々には5万円とか10万円のものもあるかと思うのですが、まとめて系統的に直したほうがいいというものについては、それはみんなまとめて1件というふうに考えてもいいのではと考えています。

（2番）村山道明

そうすると例えば、この部屋全体の中のごく一部（でも）、この部屋は1件と、こういうふうに解釈していいのですか。例えば、「ニュー・グリーンピア津南」だから、連動すると言えば全て連動するわけだから。そうではなくて備品の修繕ですから、さっき言った備品というのは1件。この中だったらこれは1件、外に出ればそれは1件、となると、今後スキー場関係の修繕も結構絡んできますから、1件30万円というのは相当の額です。さっき言った壁紙とか、少しというのは、現実的にそれはなりませんよね。だから、「これは全部1件だよ」と言ってばんと予算を打っても、1件という意味がわからない。という解釈を探したかったということなのですが、私が言っている「こういう中の1件」というふうに解釈していいということであれば、それで結構なのです。それだけ確認をお願いします。

地域振興課長（江村善文）

大変アバウトなものですから、「では、それをみんなまとめて1件で100万円でもいいのか。」という話になると、その辺は、またそのケースケースで運営協議会で検討しまして、「それは1件にはできないだろう。」とか、そういう場合もあるかと思しますので、検討したいと思います。

(13 番) 桑原 悠

もう一度、11 番議員の質疑に関連して確認させていただきたいのですが、スキー場部分は指定管理者制度でありながら、通常のホテル棟の修繕と同様に、この基金の中から一般財源 1 億円を限度とする額と、プラス「ニュー・グリーンピア津南」からの年額 3,000 万円の貸付料で町が修繕していくという整理でよろしいですか。

副町長 (村山 昇)

基本はそのようにお願いしております。ただ、1 億円の町の繰出しと言いましょか、その限度の中にそれを入れるかどうかというのは、また検討するというございますので、その辺が悩ましいということで、また協議の中で決めていきたいと思ひます。

(13 番) 桑原 悠

ということは、基金の中から出し入れはして修繕は行うけれども、その額については、今後、貸付料を増額するか、あるいは町の一般財源を増額するかという話になるわけですか。

副町長 (村山 昇)

一般財源関係の 1 億円というのは譲らないというつもりでございますけれども、その中身については協議の余地はあるということでございます。

議長 (草津 進)

ほかに質疑はありませんか。

(5 番) 恩田 稔

今、地域振興課長が (修繕費は 1 件につき) 30 万円という話で答弁されましたけれど、これは「ニュー・グリーンピア津南」の問題だけではなくて、いろんな所にそういったものがありますよね。それで、そこら辺は、もう少し明確にしないといけないのではという気はするのです。極論の話になると、「では、2 万のものを 15 件まとめて 30 万円」というふうなことにもなってもしょうがないということになると、これはほかの所にもそういったことが影響してくると思うのです。そこら辺は、もう少し明確にするべきだと思いますし、当然、運営協議会があるわけですけど、そういう中でも、ぜひそういった所はきちんとというか、もう少しわかりやすくしていただきたい。「一から十まで全部情報開示してください。」ということではないですけど、誰が見ても「ああ、これはまあさうだろうな。」と。「余り小さいものをまとめて、関連があるから 30 万円になる。」というふうになると、またいろいろ問題になるのではと私は思ひます。以上です。

地域振興課長 (江村善文)

検討させてもらひます。

議長（草津 進）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 51 号について採決いたします。

議案第 51 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成 28 年第 3 回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午後 1 時 42 分）—